

循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）

11,580百万円（10,527百万円）

<うち復旧・復興> 1,905百万円

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

## 1. 事業の必要性・概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一層の充実・強化を図る。

### 改正内容

#### (1) 災害に強い浄化槽の施設整備

災害発生といった緊急時に雨水や処理水を利用できるものや、自家発電機等の併設により停電時の電源を確保できる災害に強い浄化槽を広く整備する。

#### (2) 復興地域における浄化槽の集中導入事業

東日本大震災で被害のあった地域において、海岸部からの移転・集住など、市町村における今後の街づくりの中でし尿や生活排水を効率的に処理するための浄化槽を整備していく地域を選定し、手厚い財政支援により効果的かつ迅速にその集中導入を図る。

#### (3) 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の延長

22年度、23年度に実施してきた低炭素社会型浄化槽整備推進事業について、日本における温室効果ガスの削減目標達成のための浄化槽分野におけるCO<sub>2</sub>削減対策の促進を図るため、制度を延長する。

#### (4) 複数戸整備浄化槽の助成要件の緩和

浄化槽の効率的な運用を図り各戸での費用負担の軽減による設置・転換を進めるため、隣接する複数戸での浄化槽整備につき、現在地形等の特殊状況による場合のみ認めているが、10戸未満を処理対象とする場合で浄化槽の処理能力に応じて適切な使用が行われると認められる場合も、複数戸に1基の整備を助成対象とする。

### <復旧・復興枠>

#### (5) 東日本大震災により被害のあった地域における、個人設置型浄化槽の迅速な整備について財政支援を行い、被災地の生活排水対策の早期回復を図る。

## 2. 事業計画（業務内容）

市町村が実施する浄化槽の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を国庫助成。

助成率：1/3（一部事業1/2）、助成先：市町村等

## 3. 施策の効果

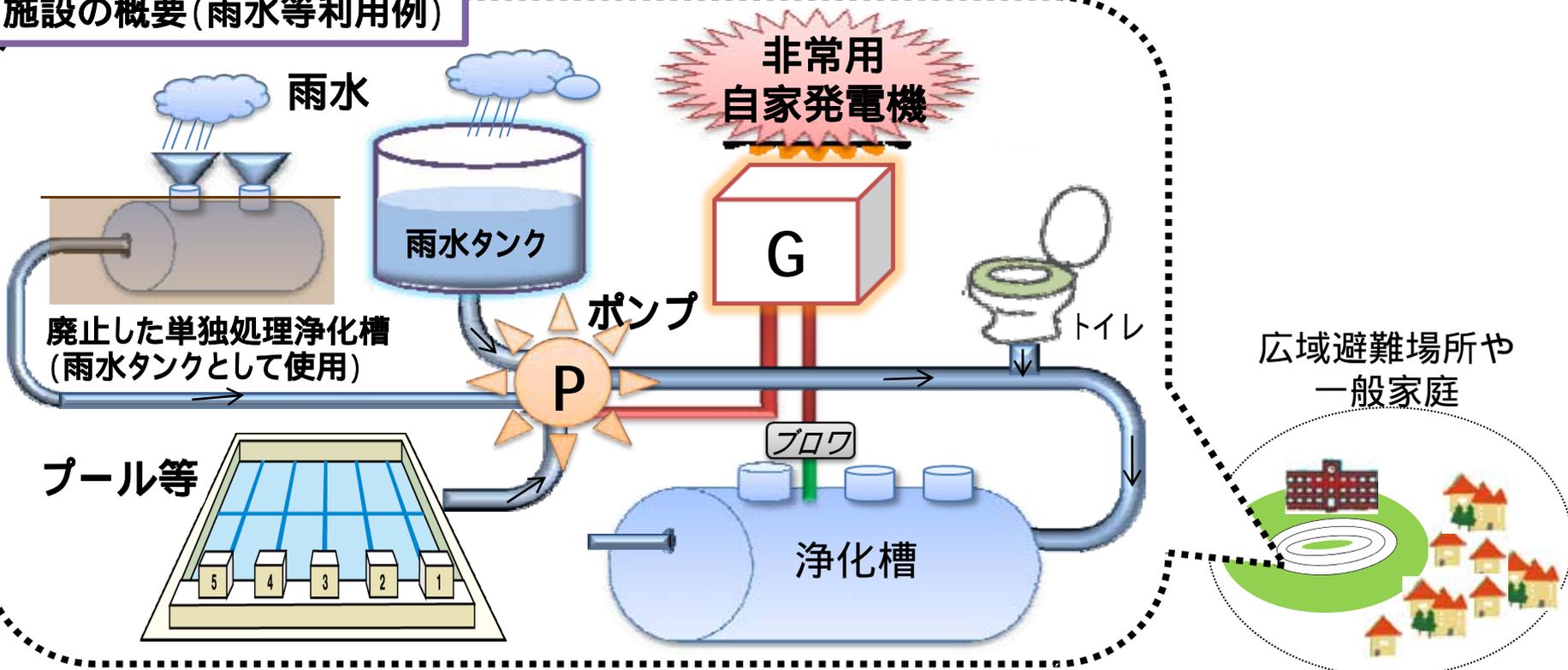
浄化槽の整備を推進することにより、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

# 災害に強い浄化槽施設整備事業

## 施策の目的

雨水や処理水等を利用できるものや、自家発電機等の併設により停電時の電源を確保できる災害に強い浄化槽(市町村設置型)を広く整備する。

## 施設の概要(雨水等利用例)



## 効果・目標等

雨水や処理水等を浄化槽に利用することにより、使用時に必要な水を最小限にすることができる。

発電機能を備えることにより、外部電源が使用できなくなった時にも利用することができる。